

新 と か ち 野

平成 27 年 12 月 7 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	隔月掛込定期積金 (新とかち野)
2. 販 売 対 象	・個人
3. 期 間	・3年以上5年以下
4. 預 入 (受 入) (1)預入 (受入) 方法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	・2ヵ月に1回払込を行い、契約月が偶数月であれば2回目以降も偶数月に掛込、 契約月が奇数月であれば2回目以降も奇数月に掛込を行います ・2万円以上 ・1,000円単位
5. 払戻 (支払) 方法	・満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	・固定金利 (契約時の店頭表示の利率 [年利回り] を満期日まで適用します) ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを 乗じて計算します
7. 税 金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (なお、マル優は利 用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復 興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の 税金がかかります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期積金の約定利回 りに1.0%上乗せした利率)
10. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに 支払います
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会く ださい

新 と か ち 野

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延損害金を徴求します ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・ 取引に際しては定期積金通帳の発行とし、証書の発行は行いません ・ 掛金の払込は原則口座振替とし、状況に応じて店頭での払込も可能です ・ A T Mでの掛込ができます ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。